

## 宮城県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する宮城県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業の目的、交付の率等)

第2条 県は、宮城県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率及び補助事業者は次の表のとおりとする。

交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付の率	補助事業者
激甚災害に伴いがけ地に崩壊等が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において崩壊防止施設の設置に要する経費に対して補助し、次期降雨等による再度災害の防止をもって民政の安定を図る。	激甚災害に伴い発生した崩壊等の対策事業のうち、別表に掲げる採択基準に適合するもの。	事業費の二分の一	市町村

(事業費所要見込額報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、事業費所要見込額報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(事業費の決定)

第4条 知事は、前条の事業費所要見込額報告書を受理したとき、その定める基準によって審査を行い、事業費を決定し、当該事業を施行する者に通知するものとする。

(年度事業費内定通知)

第5条 知事は、前条の規定により決定した事業費について、それぞれの年度ごとに予算の範囲内で補助金の額を内定し、当該事業を施行する者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定により補助金交付申請書（様式第2号）を知事に提出するものとし、その提出期限は別に定める。

(変更承認)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業変更申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、施行箇所又は事業費の変更を伴わない事業内容の変更とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは規則第12条第1項の規定により、事業実績報告書(様式第4号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、規則第15条ただし書きによる補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第21条第2号に規定する知事が定める機械及び器具は、1件の取得価格50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の経由)

第11条 補助事業者が規則及びこの要綱の規定により知事に提出する申請書等は、所管する土木事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月26日以降に発生した災害に係る補助金について適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月9日から施行する。

附 則

1 平成23年発生 of 東日本大震災に伴い発生した崩壊等により被災し、平成23年12月26日付け国水保第27号による特例措置を適用された地区に対し、この要綱を以下のとおり変更し適用する。

2 別表中表題「採択基準」を「採択基準(平成23年発生 of 東日本大震災に限る)」に、「災害の条件」の項「採択基準」欄中に「がけ地の崩落」とあるのは「がけ地の崩落(平成23年発生 of 東日本大震災により被災したものに限る。)」に、「がけ地の条件」の項「採択基準」欄中「5メートル」とあるのは「5メートル(人家等に実際の被害があり、周辺住民に二次的被害を生じるおそれがあるものについては3メートル)」に、「土地」を「土地(擁壁等これに類するものを含む。)」に読み替える。

3 別表中「対策工事の条件」の項の下に「その他」の項を挿入し、同項「採択基準」欄に「河川・水路(排水施設を含む。)、道路(迂回路のない連絡道等を含む。)、鉄道、公

園・緑地その他の公共空地，水道施設，電気・ガス供給施設，市町村地域防災計画に位置付けられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの」を加える。

4 この要綱は，平成24年1月10日から適用する。

附 則

この要綱は，令和4年5月2日から施行する。

(宮城県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業)

## 採 択 基 準 (平成 2 3 年発生 の 東日本大震災に限る)

別表 (第 2 条関係)

区 分		採 択 基 準
災 害 の 条 件		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 1 5 0 号) 第 2 条第 1 項の規定により激甚災害に指定され, かつ同法第 3 条及び第 4 条若しくは第 5 条の規定による措置の適用が指定され, 又は指定されることが確実である災害により発生したがけ地の崩壊 (平成 2 3 年発生 の 東日本大震災により被災したものに限る。)
が け 地 の 条 件		傾斜度がおおむね 3 0 度以上で高さが 5 メートル (人家等に実際の被害があり, 周辺住民に二次的被害を生じるおそれがあるものについては 3 メートル) 以上の土地 (擁壁等これに類するものを含む。) で「災害対策基本法」(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号) 第 5 条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され, または記載されることが確実であるもの (原則として, 砂防指定地, 地すべり防止区域, 保安林, 保安施設地区, 保安林予定森林, 又は保安施設予定地区を除く。)
対 策 工 事 の 条 件		人家 2 戸 (公共的建物を含む。) 以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事
そ の 他		河川・水路 (排水施設を含む。), 道路 (迂回路のない連絡道等を含む。), 鉄道, 公園・緑地その他の公共空地, 水道施設, 電気・ガス供給施設, 市町村地域防災計画に位置付けられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
事 業 実 施 期 間		事業は, その年災ごとの事業の総量はその激甚災害の発生した年の 4 月 1 日の属する会計年度以降おおむね 3 年以内に完了するもの
1 箇 所 の 事 業 費		6 0 0 万円以上
負 担 率	県	1 / 2
	市町村 (受益者)	1 / 2
事 業 主 体		市町村